

平成30年7月豪雨災害に伴う、 建築確認申請等手数料の免除期間の延長について

被災者の方が自ら使用するために行う建築物の建築、大規模の修繕及び擁壁の築造についての確認申請等を広島市にする場合の手数料の免除期間は、これまで、平成31年（2019年）1月5日までとじていましたが、これを平成31年（2019年）7月31日まで延長します。

（広島市建築基準法施行細則第11条関連）

1 対象行為

(1) 建築物

災害により建築物を滅失し、又は損壊した場合において、被災者自ら使用するために行う建築物の建築、又は大規模の修繕で、確認申請等を広島市に申請するもの

(2) 擁壁

災害により擁壁を滅失し、又は損壊した場合において、被災者自ら使用する土地の復旧のために行う擁壁の築造で、確認申請等を広島市に申請するもの

2 対象となる手数料

- (1) 確認申請手数料
- (2) 中間検査申請手数料
- (3) 完了検査申請手数料

3 対象期間

災害の発生の日から平成31年（2019年）7月31日までに建築、大規模の修繕、又は築造を行うもの

4 手続き

「確認申請手数料等減免申請書」に「罹災証明書」を添えて、確認申請等を行う区役所建築課へ提出

5 お問い合わせ先

都市整備局建築指導課	082-504-2288	安佐南区役所建築課	082-831-4952
中区役所建築課	082-504-2579	安佐北区役所建築課	082-819-3938
東区役所建築課	082-568-7745	安芸区役所建築課	082-821-4929
南区役所建築課	082-250-8960	佐伯区役所建築課	082-943-9745
西区役所建築課	082-532-0950		